

誓 約 書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
フリガナ
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団はもとより、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。また、誓約内容の確認のため、警察当局へ情報の提供を行うことについて承諾します。なお、誓約書提出後これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
2. 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
3. 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、役員等又は使用人が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
4. 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（注）の用に供しようとする者ではありません。
5. 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）ではありません。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）ではありません。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用していません。また、構成員等である事実を知らずに構成員等を雇用又は使用した場合は、当該事実が判明した時点で速やかに解雇等の是正措置を行います。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、そのもとと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結していません。また、暴力的組織又は構成員等である事実を知らずに、その者と契約を締結した場合は、当該事実が判明した時点で速やかに契約の解除等の是正措置を行います。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用していません。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与していません。
 - (7) 役員等又は使用人は、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用していません。

- (8) 役員等又は使用人は、個人の私生活において、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与していません。
 - (9) 役員等又は使用人は、暴力的組織又は構成員等と密接な交際（友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交遊をすること等）を有していません。
 - (10) 役員等又は使用人は、暴力的組織又は構成員等と社会的に非難される関係（構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待する様な関係、又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係等）を有していません。
6. 前記3～5に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

(注) 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他、社会通念上不適切と認められるものをいう。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より一部抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2. 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。